地域包括支援センター 指定居宅介護支援事業所 国基準の訪問介護サービス事業所 国基準の通所介護サービス事業所

健康福祉部 高齢者支援課

筑紫野市介護予防・日常生活支援総合事業における 国基準の訪問介護サービス・通所介護サービスの平成30年度報酬改定について(通知)

平素より、当市の介護保険事業にご協力いただきありがとうございます。

介護給付の平成30年度介護報酬改定に関連して、地域支援事業実施要綱において国が定める額(報酬単価等)が一部改正され、平成30年10月1日から施行されます。

筑紫野市においては、国が定める額を基準としておりますので、「国基準の訪問介護サービス」及び「国基準の通所介護サービス」について、平成30年10月1日から別紙のとおり改正します。

各事業所等におかれましては、内容をご確認いただき、適切にご対応いただきますようお 願いいたします。

なお、国基準の通所型サービスにおいて新設される「生活機能向上連携加算」を平成30年10月分から算定するためには、平成30年10月15日(月)までに変更届出書等の提出が必要となりますのでご注意ください。

問い合わせ先 筑紫野市 健康福祉部 高齢者支援課 介護保険担当 092-923-1111 (内線 331・333)

(改正の要旨)

- (1) 国基準の訪問介護サービス
- ○生活機能向上連携加算の充実

| 現行 | 改正後(新設) | 算定に関する届出 |
|-------------------|----------------------|----------|
| 生活機能向上連携加算 100 単位 | 生活機能向上連携加算(I) 100 単位 | 不要 |
| | 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位 | 不要 |

- ○同一建建物減算の対象建物の見直し
- ○生活援助中心型研修修了者の従事
- ○サービス提供責任者の任用要件・役割の明確化
- ○ケアマネジャー等に対する不当な働きかけの禁止
- ○介護職員処遇改善加算の見直し

(2) 国基準の通所介護サービス

○生活機能向上連携加算の創設

| 現行 | 改正後 | 算定に関する届出 |
|----|--|---------------|
| なし | 生活機能向上連携加算 200 単位 ※運動器機能向上加算を算定してい る場合は 100 単位 | 10/15(月)までに提出 |

- ○機能訓練指導員の確保の促進
- ○栄養改善加算の加算要件見直し
- ○栄養スクリーニング加算の創設

| 現行 | 改正後 | | 算定に関する届出 |
|----|-------------|------|----------|
| なし | 栄養スクリーニング加算 | 5 単位 | 不要 |

- ○介護職員処遇改善加算の見直し
- ※平成30年度介護報酬改定による訪問介護、通所介護の加算の算定要件等については、厚生 労働省の資料を参照してください。